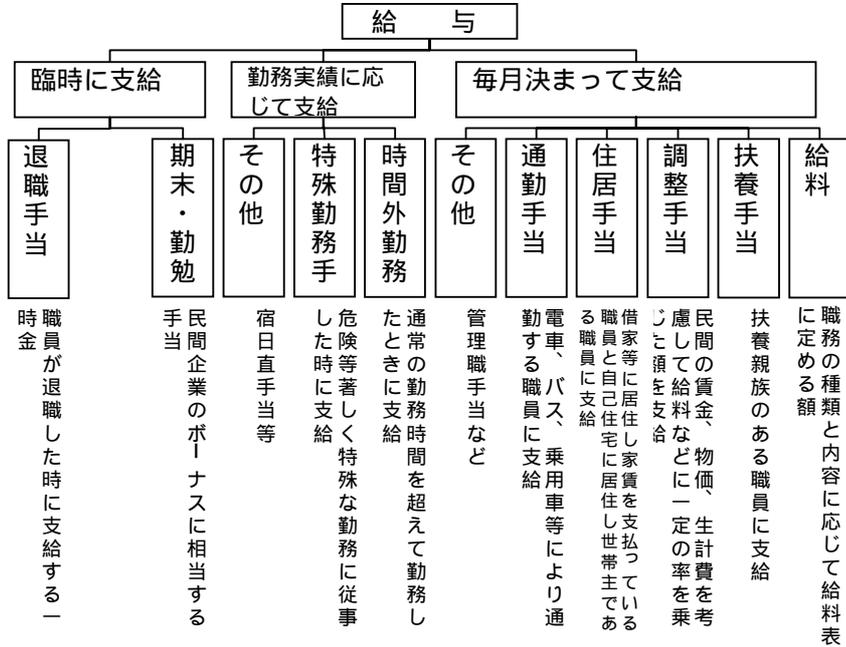


芝山町の給与・定員管理等について

町職員の給与等の実態を、住民のみなさんにご理解いただくために、その状況を公表します。

給与のしくみ
地方公務員の給与は、地方公務員法により、一般家庭の生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることになっています。
芝山町職員の給与は、独自の人事委員会を持っていないため、人事院（国）及び人事委員会（県）の勧告に基づき、町議会の審議を経て条例で定められています。



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成16年度	8,481	4,783,212	243,982	1,071,863	22.4	24.3

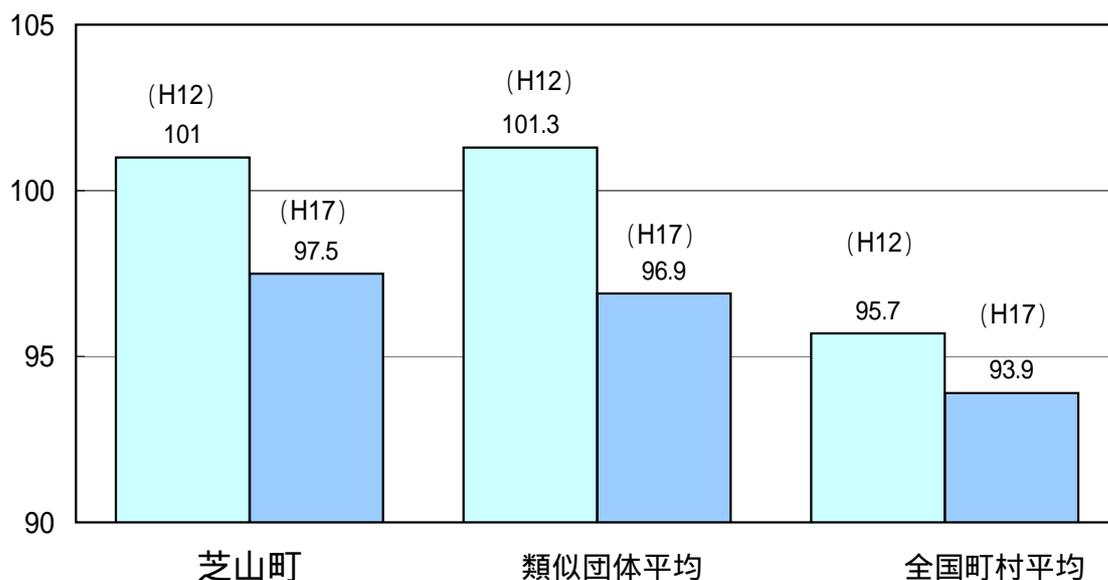
(注) 人件費とは、議員、各種委員、職員などに支給された報酬、給与、退職手当、共済組合負担金、公務災害補償基金負担金などの総額をいいます。実質収支の額とは、その団体の純剰余または純損失の額を示すものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与			費 計 B	一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成17年度	117	487,403	92,565	199,084	779,052	6,659

(注) 1 職員数は、普通会計の一般行政職員、技能労務職員などの総計です。
2 給与費は普通会計の当初予算に計上された額であり、職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芝山町	44.1 歳	364,094 円	417,592 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
類似団体	42.8 歳	333,450 円	375,791 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芝山町	49.7 歳	246,983 円	262,759 円
うち用務員	50.7 歳	242,150 円	252,981 円
うち給食調理員	52.0 歳	251,975 円	264,049 円
うち運転手	41.4 歳	251,500 円	289,512 円
国	48.1 歳	285,008 円	316,350 円
類似団体	48.9 歳	312,350 円	331,790 円
民間事業者平均	50.6 歳	-	428,414 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 「民間事業者平均」は、「平成17年職種別民間給与実態調査」(千葉県人事委員会等)において得られた技能・労務関係4職種(電話交換手、自家用自動車運転手、守衛、用務員、調査実人員34人)の調査結果による。

(2) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区分		芝山町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,400 円	191,400 円	種 179,800 円 種 170,700 円	種 198,600 円 種 184,400 円
	高校卒	148,500 円	160,200 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	円	円	-	-
	中学卒	143,300 円	154,300 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成17年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	286,567 円	336,250 円	380,550 円
	高校卒	219,750 円	296,300 円	354,050 円
技能労務職	高校卒	221,100 円	208,200 円	249,200 円
	中学卒	- 円	223,700 円	229,000 円

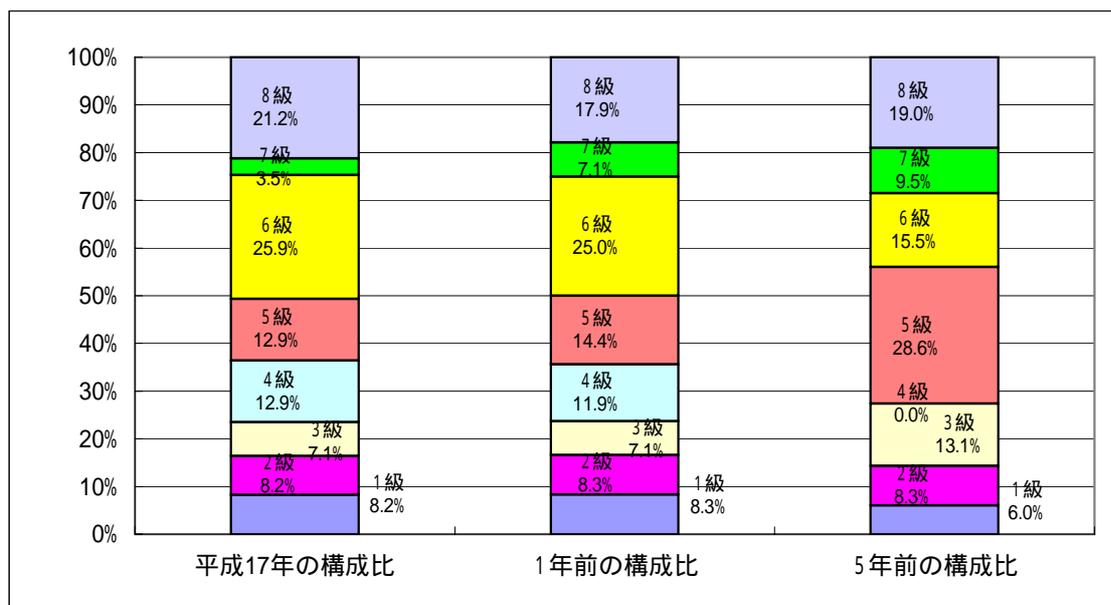
(注) 経験年数とは、学校卒業後すぐに採用され、引き続き勤務している場合には採用後の経験年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	7 人	8.2 %
2級	主事	7 人	8.2 %
3級	主任主事	6 人	7.1 %
4級	主任主事	11 人	12.9 %
5級	副主査	11 人	12.9 %
6級	係長	22 人	25.9 %
7級	主査	3 人	3.5 %
8級	課長、局長、主幹	18 人	21.2 %
計		85 人	100 %

(注) 職員数は町の給与条例に基づく給料表の級区分によるものであり、標準的な職務内容はそれぞれの級に該当する代表的な職名です。なお、職員数には教育部門における一般行政職員を含んでいます。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分	合計	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
職 員 数	人	人	人
A	97	84	13
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人	人	人
B	0	0	0
比 率	%	%	%
B / A	0.0	0.0	0.0
職 員 数	人	人	人
A	98	85	13
普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人	人	人
B	0	0	0
比 率	%	%	%
B / A	0.0	0.0	0.0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

芝 山 町				国	
1人当たり平均支給額(16年度)				-	
1,661 千円					
(16年度支給割合)					
期末手当		勤勉手当		同 左	
6月期	1.40 月分	0.70 月分			
12月期	1.60 月分	0.70 月分			
計	3.00 月分	1.40 月分			
(加算措置の状況)					
職制上の段階、職務の級等による加算措置				有	

(2) 退職手当（平成17年4月1日現在）

芝 山 町		国	
(支給率)	自己都合 勤奨・定年		
勤続20年	21.00 月分 27.30 月分	同 左	
勤続25年	33.75 月分 42.12 月分		
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分		
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
(退職時特別昇給 勤奨退職者 1~2号級)			
1人当たり平均支給額	18,164 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当（平成17年4月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		16,219 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		130,798 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全 域	3 %	125 人	- %

(4) 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給実績(平成16年度決算)		4,703 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(医師に対する支給額を除く)		2,844 円	
医師等に対する支給年額		4,680,110 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成16年度)		8.1 %	
手当の種類(手当数)		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病処理手当	伝染病処理にあたった職員	伝染病処理	日額 320円以内
危険作業手当	危険作業にあたった職員	危険作業	日額 320円以内
税務手当	税務職員	滞納処分・未納整理・家屋調査事務に従事したとき	日額 250円から350円以内
医師手当	国保診療所の医師	医師としての職務に従事しているとき	月額 12万円
研究手当	国保診療所の医師	医師としての職務に従事しているとき	月額 8万円
診療手当	国保診療所の医師	医師が診療を行ったとき	診療を行った日1日につき1万円
往診手当	国保診療所の医師	医師が往診を行ったとき	時間内の往診 往診料、診療料の100分の50 時間内の往診 往診料、診療料の100分の100
看護手当	国保診療所の看護師	医師が診療を行ったときの補助として従事したとき	日額 700円

(5) 時間外勤務手当

平成16年度 (決算)	支給実績	35,795 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	288 千円
平成15年度 (決算)	支給実績	43,034 千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	374 千円

(注) 時間外勤務手当には、夜間勤務手当、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成16年度決算)
扶養手当	配偶者13,500円 配偶者以外の扶養親族 2人目まで1人6,000円 3人目から1人5,000円 * 16歳から22歳の年度 末までの子 1人5,000円 加算	同じ		16,208 千円	130,708 円
住居手当	借家・借間居住者 家賃12,000円を超える場 合に限り、家賃に応じ 27,000円を限度に支給 自宅所有者の場合 4,300円	異なる	配偶者 等の所有す る借家等 対しての支 給無し 自宅所 有者の支給 要件(新築 購入後5年 間に限り 2,500円を	3,202 千円	25,821 円
通勤手当	電車・バスを利用する 場合 定期代等全額支給 自家用車利用者(最低 距離2 ^{キロ}) 通勤距離に応じて、2,000 円～32,330円を支給	異なる	支給額 2,000円～ 53,530円	7,247 千円	58,437 円
管理職手当	管理監督の地位にある職 員 給料月額10%	異なる	支給対象 職員及び 支給率	9,140 千円	571,226 円
宿日直手当	日直を命ぜられた職員 1回につき4,700円	異なる	支給額 4,200円	532 千円	4,700 円

5 特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	町 長 助 役 収 入 役	749,000 円 614,000 円 569,000 円	円	(参考)類似団体における最高 / 最低額
				811,000 円 / 615,600 円 673,000 円 / 502,200 円 618,000 円 / 510,300 円
報酬	議 長	279,000	円	317,000 円 / 250,000 円
	副 議 長	233,000	円	277,000 円 / 201,000 円
	議 員	219,000	円	266,000 円 / 161,000 円
期末手当	市 区 町 村 長	(平成16年度支給割合)		
	助 役	6月期	2.10	月分
	収 入 役	12月期	2.30	月分
	議 長	(平成16年度支給割合)		
副 議 長	6月期	1.40	月分	
議 員	12月期	1.60	月分	
退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式)		(支給時期)
	助 役	74万9千円 × 在職月数 × 0.45		任期ごと
	収 入 役	61万4千円 × 在職月数 × 0.25		任期ごと
	収 入 役	56万9千円 × 在職月数 × 0.2		任期ごと

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

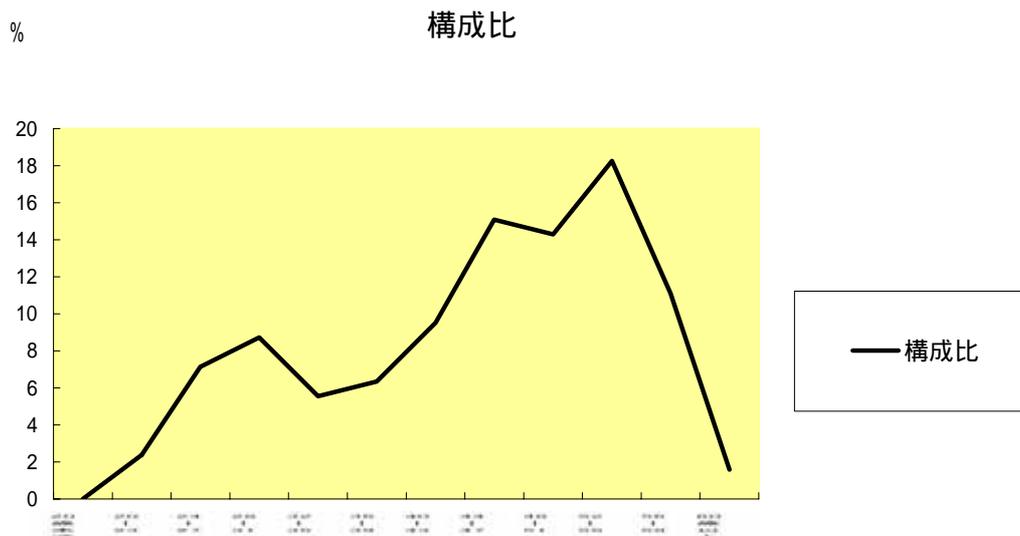
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	情報係の新設、地籍業務の新設
	総務	25	28	3	
	税務	8	8	0	
	農水	7	7	0	
	商工	1	1	0	
	土木	11	11	0	
	民生	23	23	0	
	衛生	8	8	0	
小 計	85	88	3		
特 別 行 政 部 門	教育	25	25	0	
	小 計	25	25	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	3	3	0	業務の安定
	水道			0	
	下水道	5	5	0	
	その他	7	5	-2	
小 計	15	13	-2		
合 計		125	126	1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	11人	7人	8人	12人	19人	18人	23人	14人	2人	126人